

「横浜市資源循環公社 南本牧廃棄物最終処分場」を見学しました。」

令和2年2月19日に、横浜市で稼働する唯一の一般廃棄物処分場である「南本牧最終処分場」を見学しました。横浜港南本牧埋め立て地の一角にあります。当日は、処分場管理事務所の岸本所長にご案内いただきました。お忙しい中、ありがとうございました。

家庭ごみは市内の焼却施設で焼却されたあと、焼却灰はこの最終処分場に埋め立てられます。稼働中の第5ブロック処分場は、埋立地の外周護岸に囲まれた内側をさらに止水性の壁で囲い込んだ水面で、受け入れることができる廃棄物容量は約400万m<sup>3</sup>とのことです。平成29年から受け入れを始めています。搬入が承認された焼却灰は、トラックに載せられ処分場に運び込まれ、第5ブロック水面に進みます。壁で囲い込まれ独立した水面には浮き栈橋が浮かべられ、トラックはこれを通して水域内に侵入します。浮き栈橋上の指示地点で、積み荷の焼却灰を水面に投入します。帰りにタイヤを水で洗浄し、焼却工場が発行された重量計量票を管理事務所に届けて投入終了となります。最終処分場は、水面全体を少しずつ浅くする方法(薄層埋立)で埋め立てるため、投入による水深変化を定期的に計測し、浮き栈橋を移動させることで投入場所をずらしています。

一般廃棄物と併せて、小学校の建て替えなど公共的な事業から発生する産業廃棄物等も、基準に適合すれば受け入れているそうです。事務所受付で荷台の目視検査・カメラチェック・重量計測を受けます。届出書類と照合し、搬入が認められたトラックは処分場に進みます。その際に、目視検査で不適合なトラックを発見した場合は、投入せずに持ち帰ってもらうこともあるとのことでした。管理型産業廃棄物は搬入の都度分析検査をしており、管理基準値の不適合が見つかり、横浜市に連絡し、その業者は厳しく行政指導されるそうです。処分場担当者の日々の努力のおかげで、処分場が適切に運営されていることが理解できました。

(横浜市資源循環公社ホームページ：<http://www.shigenkousha.or.jp/index.html>)



写真一 第5ブロック水面のご案内いただいた岸本所長  
水面に浮かんでいるのが投入用の浮棧橋



写真二 トラック荷台検査用の監視台



写真三 重量計測装置と上部監視カメラ